

議案第66号

さいたま市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

さいたま市土地利用審査会条例（平成14年さいたま市条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(組織)</u> <u>第2条</u> 審査会は、委員7人をもって組織する。	
<u>第3条</u> [略]	<u>第2条</u> [略]
<u>第4条</u> [略]	<u>第3条</u> [略]
<u>第5条</u> [略]	<u>第4条</u> [略]
<u>第6条</u> [略]	<u>第5条</u> [略]
<u>第7条</u> [略]	<u>第6条</u> [略]

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。